

一時金支給法成立から2年にあたり、

国に対し同法の改正等を求める弁護団声明

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(以下「一時金支給法」という)が成立し、施行されてから明日で2年を迎える。

同法の対象となる被害者は約2万5000人であるが、支給認定は899件にとどまっており(2021年3月末日現在)、被害者の約3.6%、厚生労働省が生存していると推計する1万2000人の7.5%でしかない。

当弁護団は、昨年も認定件数が少数にとどまっていることを指摘し、改正等を求めたが、何らの改正、改善は行われず、申請件数も認定件数も増えていない。

一時金の支給期間は残り3年であるにもかかわらず、上記のような状況にとどまっているのは、多くの被害者が、一時金支給法について知らず、或いは自分の被害を正確に知ることさえできていないからではないかと思われる。さらには、被害を認識していたとしても申請を躊躇している被害者も少なくないのではないかということも考えられる。国が優生保護法を制定し、優生思想に基づく「不良な子孫」出生防止の施策を積極的に推進してきたために、日本社会においては優生思想が根強く残っており、被害者は今なお偏見差別にさらされているからである。

しかし、支給期間が限定されており、被害者が高齢であることからすれば、早急に被害者に制度を知らせ、申請を促す必要がある。国の調査では少なくとも3400人の優生手術に関する個人記録が確認されているというのであるから、せめてこれらの方に対しては個別通知をすべきである。

確かに、今なお偏見差別に苦しむ被害者に対して個別通知をすることが果たして相当であるのかという疑問もないではないが、上記のように優生政策を遂行してきた国には被害を回復すべき歴史的責任がある。国としては、そのような責任を踏まえて、被害者に真摯に向き合うことにより、個別通知をすることについての理解も得られる筈である。

一時金支給法前文には、「今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにするものである。」と述べられている。加えて、仙台地方裁判所判決に続き、大阪地方裁判所、札幌地方裁判所においても、被害者らへの賠償は認められなかつたものの、旧優生保護法が憲法違反(13条、14条、24条2項)であることは明確に認められた。国はこれらの裁判所の判断を正面から受け止め、優生思想を乗り越え、被害者に対する偏見差別を解消して、眞の意味での共生社会を実現するための第一歩として、一時金支給による被害回復に真剣に取組む必要がある。

また、一時金の金額は被害への回復としては極めて不十分であり、このことは予て指摘してきたところであり、再検討することが求められる。

当弁護団は、旧優生保護法による被害は、一時金支給法が成立したことによって解決していないことを再度確認し、国に対し一時金支給法の改正等も含む画期的な取組みを求める。

2021年4月23日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新里 宏二
同 西村 武彦

2021年4月12日

きょうされん理事・支部のみなさん

きょうされん優生保護法被害問題担当チーム
(斎藤・藤井・赤松・塩田／佐藤)

第4回優生保護法の訴訟支援に関する情報交流会 参加のお誘い

2018年1月に仙台地裁でスタートした優生保護法の裁判は、現在25人の原告が地裁及び高裁でたたかっています。これまで仙台地裁・東京地裁・大阪地裁・札幌地裁で、5つの判決がありましたが、いずれも敗訴となり控訴しています。次は、8月3日の神戸地裁の判決です。連敗を食い止めるためにも、ぜひ冊子「国から子どもをつくってはいけないと言わされた人たち」を広げてください。

第4回優生裁判情報交流会は、その冊子を元にした学習会を企画しています。冊子をお手元に置いてご参加ください。たくさんのご参加お待ちしています。

■日時：2021年6月18日（金） 13:30～16:00 ／ Zoom会議

■内容：①「国から子どもをつくってはいけないと言わされた人たち」を元に学習会

②各地の交流

■申込方法：5月28日（金）までに、以下に記入しメールまたはファクスでお知らせください。

■申込先：きょうされん事務局 メール (f-satoh@kyosaren.or.jp) ファクス (03-5385-2299)

第4回優生裁判情報交流会（6月18日）：申込書

●支部名：**支部** ● これまで参加したことがある人はお名前だけでOKです。

名前	事業所名	電話番号	メルアド

●備考欄（ご意見・提案 なんでもどうぞ）●



2021年2月21日 発行!!

優生保護法がもたらした罪とは？ 神戸地裁の証言から考える!!

国から子どもを つくるってはいけないと 書かれた人たち

～優生保護法の歴史と罪～

販価：1,000円（税込）

発行：優生保護法被害者兵庫弁護団

優生保護法による被害者とともに歩む兵庫の会



- 私たちの思い（5人の原告）
- 藤井克徳証言
- 藤野豊意見書
- 全国訴訟一覧

この冊子は、神戸地裁での藤井克徳氏の証言と藤野豊氏の意見書をもとに、優生保護法の犯した罪を全体としてとらえ直し、手術の時点での国の不法行為は終わっていないことを明らかにしています。

◎この冊子を手に取られた皆さん、この事件の大変な役割を理解し、裁判所に対し問題に正面から向き合って差別をなくす一歩となる判決を出すよう共に訴えていただくことをお願いします。
(藤原精吾弁護団長「はじめに」から)

◎大きくは三つの問題があると思います。一つは誤った障害者観を国として法律で打ち出したことです。二つ目は、優生思想、これを法制化したことです。三つ目は、こうした誤った障害者観や優生思想の法制化の下でおびただしい数の被害者が出了ことです。
…優生保護法は終息しました、でも優生保護法問題はいまだ終息していないと思っております。

(藤井克徳氏証言から)

★この本を推薦します★

井上 英夫：金沢大学名誉教授／大矢 邇：ひょうご聴覚障害者福祉事業協会理事長

●問い合わせ・申し込み ● きょうされん（事務局：佐藤）

電話：03-5385-2223 / FAX:03-5385-2299 / E-mail: zenkoku@kyosaren.or.jp

■事業所・支部名 _____ (ご担当：_____)

■送付先 〒 -

■電話 _____

■冊数 _____ 冊

※20冊以上：1冊 900円（税込・送料無料）
※20冊未満：1冊 1,000円（税込・送料実費）